

# 監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 土木部  
土木政策課、土木管理課、道路整備課、東部工事事務所、  
西部工事事務所、道路維持課、河川課

3 監査の期間 令和3年4月16日（金）～令和3年6月8日（火）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和2年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

## 【指摘事項】

### 1. 収入事務

#### ① 領収書綴において

ア 佐世保市財務規則第 77 条第 1 項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いの管理を行っていないものがあった。  
(土木政策課)

イ 使用可能な領収書を適切に管理していなかった。  
(土木政策課)

② 道路占用料において、佐世保市財務規則第 65 条で「…すでに調定した歳入について、変更すべき理由が判明したときは…第 62 条の規定に準じて…変更しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、第 62 条の規定に準じた変更を行っていなかった。  
(土木管理課)

③ 法定外公共物占用料の算定において、佐世保市法定外公共物管理条例第 10 条別表 1 備考 1 で「占用料計算上、占用面積…に 1 単位未満の端数があるときは、これを 1 単位に切り上げる。」と規定されているにもかかわらず、端数を切り上げずに算定しているものがあった。  
(土木管理課)

④ 道路占用料において、一部債権の消滅時効完成後に滞納処分を執行し、債権を回収しているものがあった。  
(土木管理課)

⑤ 道路占用料（新規）において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第 2 条第 1 項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。  
(土木管理課)

占用料算定誤りについては前回も指摘した事項であり、さらに督促状未発送の件については、今回で 4 回連続した指摘事項である。改善がなされていない事態は、内部統制が機能していないと言わざるを得ない。

また、歳入調定、調定変更及び滞納処分などの収入事務については、関係法令や規則等の根拠についての確認が不十分であり、債権管理が適正に行われているとは言い難い。

管理監督者は、責任をもって実効性のある再発防止策、及び組織的に内部統制が機能する体制を早急に確立されたい。

## 2. 支出事務

- ① タクシーチケットにおいて、未使用のまま所在が不明となっているものがあつた。

(土木政策課)

- ② 移設工事契約の一部変更契約において、佐世保市文書規程第 33 条第 1 項で「…契約…に関する起案書…は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、総務課長が審査対象外に指定していない変更契約書に関する起案書について、総務課長の審査を受けていなかった。

(道路整備課)

規則等の確認を徹底し、適正な事務処理を図られたい。

また、タクシーチケットの管理不行届は前回も確認された不備事項である。金券であることを十分認識され、適正な管理について、早急に対策を講じられたい。

## 3. 契約事務

- ① 早岐駅歩行者道線エレベーター設備保守管理業務委託契約において、佐世保市財務規則第 166 条の 2 第 1 項第 1 号及び財務規則事務取扱要領 4(2)で執行予定総額 600 万円以上 1,000 万円未満の業務委託契約にかかる予定価格の設定者は部長及び準部の長と規定されているにもかかわらず、課長が予定価格を設定していた。

(土木政策課)

- ② 早岐駅歩行者道線清掃業務委託契約において

ア 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第 7 条第 1 項で「予定価格は、…積算価格の 100 円未満の端数を切り捨てた額に、消費税等相当額を加算する方法により行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、誤った金額を予定価格として設定していた。

(土木政策課)

イ 佐世保市業務委託の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理要綱第 5 条第 1 項第 2 号で「コンサル業務以外の業務…（算出した額に 100 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）に消費税等相当額を加算した額」を最低制限価格の算定方法とすると規定されているにもかかわらず、誤った金額を最低制限価格として設定していた。

(土木政策課)

- ③ 大塔倉庫等巡回警備業務委託契約において、佐世保市業務委託の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理要綱第 5 条第 1 項第 2 号で「コンサル業務以外の業務…（算出した額に 100 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。）に消費税等相当額を加算した額」を最低制限価格の算定方法とすると規定されているにもかかわらず、誤った金額を最低制限価格として設定していた。

(土木政策課)

関係要綱等の内容を再確認し、部内での周知徹底を図られ、適正な事務処理を行われたい。

#### 4. 財産管理事務

- ① 道路占用許可ほかにおいて、申請書（更新分）を提出させていないものがあった。

（土木管理課）

更新許可について、関係規則等に定めているにもかかわらず、更新申請書を提出させずに、占有者の意思確認がなされないまま許可行為が行われており、コンプライアンスの観点からも適法と言えない。制度趣旨及び関係規則等を遵守し、公正かつ適正な事務の遂行を図られたい。